

くらし支援課から国保税改定についてのお知らせ

国保事業費納付金額及び標準保険税率が示され、それに見合った保険税率の見直しを行います。

※1 国保事業費納付金とは、市町村ごとに示された納付金額を県へ納付する。

※2 標準保険税率とは、納付金額を納付するうえで、県が各市町村ごとに見合った保険税率を示す。

平成30年度から国民健康保険の財政運営責任主体が県へ移行されました。このことにより医療費の全額が県から交付されますが、県は市町村ごとに国保事業費納付金額を示し、市町村は国保事業費納付金を納めるため、それに見合う保険税を賦課・徴収しなければなりません。また県は、各市町村の状況に見合った標準保険税率を示しますが、これに最も近づけるよう税率を改定することに決定いたしました。

国民健康保険事業においては、全国的に高齢化や人口減少する一方、医療費は高騰し続けており、令和5年度まで県に納付する国保事業費納付金は年々増額される見込で、今後も県が示す標準税率に最も近づけた税率改定を行っていく予定です。

伊仙町国保加入者の皆様には、現在の国保会計の状況をご理解いただき、財政健全化のため、適正受診とともに国保税納付のご協力をよろしくお願いいたします。

【令和2年度税率改定額と、これまでの税率との比較】

区分	令和元年度	令和2年度	増税額(年間)	所得や世帯構成によって、負担が軽減されます。
【所得割】	医療	10	10	0
	後期	2	2	0
	介護	3.7	3.7	0
	合計(%)	15.7	15.7	0
【均等割】 (1人)	医療	14,000	25,000	11,000
	後期	6,000	8,000	2,000
	介護	5,500	5,500	0
	合計(円)	25,500	38,500	13,000
【平等割】 (世帯)	医療	18,000	20,000	2,000
	後期	6,000	8,000	2,000
	介護	3,500	3,500	0
	合計(円)	27,500	31,500	4,000

・7割軽減 (所得≦33万円)
 ・5割軽減 (所得≦33万円+28万円×人数)
 ・2割軽減 (所得≦33万円+51万円×人数)
 ・軽減なし (所得≧33万円+51万円×人数)
 ※未申告者は軽減の対象になりません。

【参考例】年齢、世帯構成、所得などの違いによる国保税負担の比較

ケース	想定世帯	令和元年度	令和2年度	増税額(年間)
1	世帯主30歳 単身 (40歳未満は介護なし) 給与収入 84万円	13,200円	18,300円	5,100円
2	世帯主41歳 単身 給与収入 84万円	15,900円	21,000円	5,100円
3	世帯主45歳 妻43歳 子2名 夫 農業所得120万 妻 収入なし	195,800円	223,800円	28,000円
4	世帯主45歳 妻43歳 子2名 夫 営業所得300万 妻 収入なし	537,600円	593,600円	56,000円
5	世帯主72歳 妻70歳 子なし (65歳以上は介護なし) 夫 年金収入250万 妻 年金収入70万	167,600円	191,600円	24,000円
6	世帯主72歳 妻70歳 子なし (65歳以上は介護なし) 夫 年金収入120万 妻 年金収入70万	19,200円	28,200円	9,000円

【お問い合わせ】伊仙町くらし支援課 国保賦課係 0997-86-3111(内56)